

第5節 多様な主体との連携・パートナーシップの強化、自主的取組の拡大

第1項 県民・民間団体の取組への支援

1 発達に応じた環境学習プログラムの作成・運用 【環境政策課】

群馬県環境サポートセンターでは大きく分けて、小学生向け、中学生向けの環境学習教材を作成し、動く環境教室などにおいて出前講座により学習の支援を行ってきました。

環境問題は全ての人に関わる問題であり、あらゆる年代の人が継続して学習を行う必要があるので、現在は児童向け、高等学校生向け、成人向けなど幅広いライフステージに合わせた環境学習プ

ログラムを提供するよう、学習資料の作成を行っています。

また、群馬県環境アドバイザー連絡協議会では、社会人向けに「環境フォーラム」や「みんなのごみ削減フォーラム」を開催し、環境全般に関する知識の習得や誰もが取り組めるわかりやすいごみの減らし方などの普及に努めています。

2 自主的な取組に対する顕彰（群馬県環境賞）【環境政策課】

県民の環境意識の高まりと環境活動へのより一層の参加を促進するため、環境分野において優れた実践活動、調査研究活動、自然保護等に顕著な功績があった県民や事業者等に対して、1999（平成11）年度から群馬県環境賞（環境特別功績賞・環境功績賞）を授与しています。

また、2020（令和2）年度、「ぐんま5つのゼロ宣言」の目標達成に向けて大いに期待される取組を顕彰する「ぐんま5つのゼロ宣言」実現貢献

賞を新設しました。

2021（令和3）年度の受賞者（環境特別功績賞・環境功績賞・「ぐんま5つのゼロ宣言」実現貢献賞）は表2-2-5-2のとおりです。

表2-2-5-1 受賞者数の推移

年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3
受賞者数	12	20	10	10	11	14

表2-2-5-2 群馬県環境賞受賞者

環境特別功績賞

氏名又は団体名
城田 裕司

環境功績賞

氏名又は団体名	功績分野
佐伯 一	環境保全、創造
株式会社富士通フロンティックシステムズ	環境保全、創造
一般社団法人群馬県トラック協会	環境保全、創造
佐藤 孝史	環境保全、創造
小柴 瞳	環境美化、ごみの減量化、再生利用等
水野 武治	環境美化、ごみの減量化、再生利用等
栗原 主一	環境美化、ごみの減量化、再生利用等
嵯峨 哲志	環境美化、ごみの減量化、再生利用等
鈴木 光也・鈴木 美沙緒	環境美化、ごみの減量化、再生利用等
六本木 真弓	自然保護
二渡 忠	自然保護
飯塚 博文	野生生物保護

「ぐんま5つのゼロ宣言」実現貢献賞

氏名	功績分野
角田 和男	温室効果ガス排出量「ゼロ」の実現に向けて貢献

3 / 多面的機能支払交付金の推進 【農村整備課】

(1) 事業の趣旨

過疎化や混住化が進む農村地域において、農地、農業用水などの十分な管理が困難になり、農業・農村の有する多面的機能が失われつつあります。このため、県は、農業者を主体とする地域住民等による活動組織が、農地、水路等の保全管理、農村環境の保全活動に取り組み、農地周りの水路や農道の補修を行うなど活力ある地域づくりを行うことに対して支援しています。

(2) 事業内容

農地、水路周りの草刈りや泥上げなど農地、水路等の基礎的な保全管理を農地維持活動とし、農村環境の保全のための活動や農業用排水路等の補修・更新など施設の長寿命化のための活動を資源向上活動として、農地面積に応じた活動を支援しています。

(3) 実施状況

2021（令和3）年度は、農地維持活動で281組織、農地面積18,951ha、資源向上活動（長寿命化）で158組織、農地面積13,459haを実施しました。

4 / 中山間地域等直接支払制度の推進 【農村整備課】

一般的に中山間地域^{*1}等は平坦地と比べ、農業の生産条件が不利です。このため、中山間地域等における農業生産活動等の維持を通じて、耕作放棄地の発生防止、環境保全機能の確保等を図るため、2000（平成12）年度から「中山間地域等直接支払制度」が開始されました。

本県の2021（令和3）年度は、対象25市町村のうち、18市町村で170の協定（167集落協定、3個別協定）が締結され、1,386haの農用地で本制度に取り組みました。

5 / 花と緑のクリーン作戦 【都市計画課】

花や緑の活動を通じた、心温かい地域社会の形成と美しいふるさと群馬づくりのため、自発的な住民組織による活動を支援しています。県が管理する道路や河川等の公共施設を活動区域に含む美化活動を年に3回以上実施した場合、奨励金の交付対象となります。

なお、2020（令和2）年度から2022（令和4）年度に限り、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のための特例基準として、年1回の美化活動でも、奨励金の交付対象としています。

2021（令和3）年度は、815団体が活動しました。

^{*1}中山間地域：平野周辺部から山間地域に至る地域の総称で、中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域として一般的に使われることが多いです。総農地面積の約4割を占め、農作物生産のみならず、資源管理・環境保全に極めて重要な役割を果たしていますが、地勢等の地理的条件が悪く、農業等の生産条件の不利に加え、人口の流出・高齢化、耕作放棄地の増大等により地域社会の活力が低下しつつあります。

6 / 自治会などによる道路除草・河川除草 【道路管理課、河川課、砂防課】

(1) 自治会等草刈り作業委託

「自治会等草刈り作業委託」は、河川・砂防に対する関心を高めることや不法投棄の防止、除草費用の節減を図るとともに、地域住民が主体となって活動することで地域活性化に寄与することなどを目的に、2004（平成16）年度から試行し、2007（平成19）年度から本格的に実施しています。

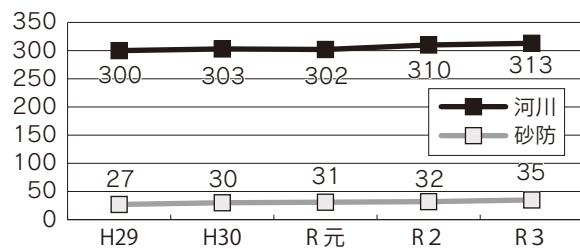
2021（令和3）年度の河川除草実施面積682haのうち、自治会等による草刈は172haに達しており、313団体により実施されました。

砂防指定地内の除草については、2013（平成25）年度から実施しており、2021（令和3）年度は実施面積15haにおいて、自治会等の35団体により実施されました。

表2-2-5-3 自治会除草団体数の推移

年度	H29	H30	R元	R2	R3
河川	300	303	302	310	313
砂防	27	30	31	32	35
合計	327	333	333	342	348

図2-2-5-1 自治会除草団体数の推移



(2) 河川愛護団体への活動支援

河川愛護意識の啓発と良好な河川環境の維持・保全、適正な河川利用を推進するため、毎年7月を「河川愛護月間」として、河川美化作業等の様々な活動を全国で実施しています。

良好な河川環境の維持・保全を行政のみで行うことには限界があり、地域住民の協力が不可欠です。

このため、群馬県では、長年にわたり河川の除草や清掃等、河川愛護活動に功績のあった団体等に対し、毎年7月7日の「川の日」にちなみ「優良河川愛護団体等表彰」を行っており、2021（令和3）年度は11団体の表彰を行いました。

表2-2-5-4 河川愛護団体等の表彰実績

年度	H29	H30	R元	R2	R3
被表彰者数	8	11	12	14	11

(3) 道路愛護団体への活動支援

道路愛護の普及啓発とともに、県民参加による道路の維持保全を図るため、毎年、春と秋に道路愛護週間を設定して、道路愛護運動を実施しています。各市町村が自治会等の道路愛護団体に呼びかけ、地域住民により道路の美化活動を行っています。

2021（令和3）年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、県下全域での一斉実施は行わず、各自治会や団体等において、地域の実情を踏まえ個別に実施しました。

社会的奉仕活動に対して、その功績と功労を称えるため毎年「優良道路愛護団体等表彰」を行っており2021（令和3）年度は道路愛護団体19団体の表彰を行いました。

- ・作業実績（2021〔令和3〕年度春・秋）
- ・作業延長 延べ5,283.2km
- ・参加者数 延べ111,284人

表2-2-5-5 道路愛護団体等の表彰実績

年度	H29	H30	R元	R2	R3
被表彰者数	21	20	18	17	19



群馬銀行環境財団教育賞（第14回）

「群馬銀行環境財団教育賞」は、県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を対象に、環境保全に関わる優れた活動を行っている学校を表彰するもので、「群馬県環境教育賞」を引き継ぐ形で、2008（平成20）年度から公益財団法人群馬銀行環境財団により実施されています。

第14回（2021〔令和3〕年度）最優秀賞校及び活動名

○高崎市立六郷小学校

自然、人、社会とつながろう、かかわろう、そして広めよう
～未来の笑顔のために。目指せ、SDGs!～

○館林市立第四中学校

緑・美・省
～緑を増やし、美を保ち、環境を守ろう～

○群馬県立藤岡北高等学校 環境土木科環境工学コース

藤岡北高校ヤリタナゴ保護活動



ビオトープを活用した中学生の生き物調査（R3.8.5）



環境保護団体から説明を受ける生徒たち（藤岡市矢場）（R1.5月）

群馬県立藤岡北高等学校の活動報告から



里沼育成ボランティア①



スズメバチトラップの設置



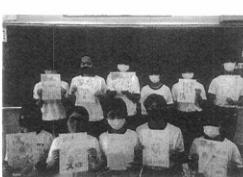
総合的な学習の時間を利用した学習の様子



里沼育成ボランティア②



ゴミのポイ捨て禁止看板作成



節水節電ポスター

館林市立第四中学校の活動報告から



記念池設計者に思いや願いを聞く



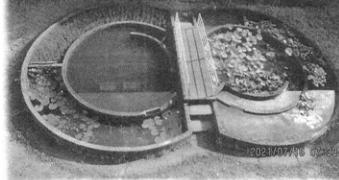
◇ 中庭再生プロジェクト ◇
リサーチ - 計画 - 実践 - 改善 - 繼続



中庭をどんな風にしていきたいかな



いろいろな教科の学習で活用



2021/07/16 (火曜日) 10:00~11:00



土を振り起こして整備



廃泡スチロールを再利用して作った花壇ブロック

高崎市立六郷小学校の活動報告から

第2項 事業者の取組の促進

1 環境影響評価制度の運用 【環境政策課】

(1) 環境影響評価制度

環境影響評価制度は、大規模な開発事業等を行う前に、その事業の実施が環境にどのような影響を及ぼすかについて、調査、予測及び評価を行い、環境保全のための措置を検討することにより、環境と開発の調和を図ることを目的とする制度です。

県では1991（平成3）年に定めた「群馬県環境影響評価要綱」により、国においては1984（昭和59）年に閣議決定が行われた「環境影響評価の実施について」により環境影響評価を実施してきました。

その後、新たな環境問題への対応や制度の充実を図るために見直しを行い、「群馬県環境影響評価条例」を1999（平成11）年に施行しています。

国においては「環境影響評価法」が1999（平成11）年6月に施行され、また、戦略的環境アセスメント導入を含めた「環境影響評価法の一部を改正する法律」が2011（平成23）年4月に公布されました。

2012（平成24）年4月に改正法の一部が施行、2013（平成25）年4月には完全施行されています。

表2-2-5-6 環境影響評価実施事業（2022〔令和4〕年3月末現在）

対象	事業名	事業種類	手續状況
法	利根川水系戸倉ダム建設事業	ダム事業	手続終了 事業中止
法	国道50号前橋笠懸道路建設事業	道路建設事業	手続終了 事後調査
法	国道17号本庄道路建設事業	道路建設事業	手続終了
条例	新野脇屋住宅団地造成事業	住宅団地造成	手続終了
条例	中東京幹線一部増強工事事業	送電線路設置	手続終了
条例	増田川ダム建設事業	ダム建設事業	方法書手続完了 事業中止
条例	西上武幹線新設工事（渋川箕郷区間）事業	送電線路設置	手続終了
条例	吾妻木質バイオマス発電事業	工場又は事業場設置	手続終了
条例	西上武幹線新設工事（箕郷西毛区間）事業	送電線路設置	手続終了
条例	西上武幹線新設工事（西群馬渋川区間）他事業	送電線路設置	手続終了
条例	（仮称）北部大規模開発事業	工業団地造成	手続終了 事後調査
条例	太田市下田中工業団地開発事業	工業団地造成	手続終了 事後調査
条例	前橋市新清掃工場整備事業	廃棄物処理施設の設置	手続終了 事業中止
条例	伊勢崎市宮郷地区における工業団地造成事業	工業団地造成	手続終了 事後調査

(2) 手続の流れ

法及び条例の対象となった事業は、方法書手続、準備書手続、評価書手続、事後調査手続を実施しながら、環境保全対策を図っていきます。

ア 方法書手続

環境影響評価の項目並びに調査、予測、評価の手法を選定するための手続です。

イ 準備書手続

調査、予測及び評価の結果について、環境保全の見地からの意見を求めるための手続です。

ウ 評価書手続

準備書に対する意見をよく検討し、準備書の内容を見直し、環境影響評価の結果をまとめあげる手続です。

エ 事後調査手続

事業実施による環境影響を確認し、環境保全対策を検討する手続です。

(3) 環境影響評価実施事業

県では現在までに、法及び条例による手続が表2-2-5-6のとおり行われています。

対象	事業名	事業種類	手續状況
条例	高崎市スマートＩＣ周辺工業団地（仮称）造成事業	工業団地造成	手続終了 事後調査
条例	高浜クリーンセンター建替事業	廃棄物処理施設の設置	手続終了
条例	（仮称）吉沢・原宿地区産業団地開発事業	工業団地造成	手続終了 事後調査
条例	太田市外三町広域一般廃棄物処理施設整備事業	廃棄物処理施設の設置	手続終了
条例	（仮称）高崎市総合卸売市場周辺造成事業	工業団地造成	手続終了
条例	（仮称）駒寄スマートＩＣ周辺産業団地造成事業	工業団地造成	評価書手続完了
条例	（仮称）バイオパワーおおた整備事業	工場又は事業場設置	方法書手続完了
条例	ヤマダ資源エネルギープラント建設事業	廃棄物処理施設の設置	方法書手続完了
条例	（仮称）館林大島地区工業団地造成事業	工業団地造成	方法書手続完了

2 / ぐんまDX技術革新補助金 【地域企業支援課】

県では、本県産業の競争力強化と新産業創出を促進するため、県内中小企業等が行うデジタルを活用した製品開発やDX推進等を支援しています。

2021（令和3）年度における支援実績は、35件、55,242千円でした。補助事業を実施した企業の多くは事業終了後も開発を継続しており、製

品化・事業化に結びついています。

2022（令和4）年度も引き続き県内中小企業等が行うデジタルを活用した製品開発やDX推進等を支援し、各企業の競争力を高めるとともに、環境負荷の低い製品や技術の開発に関する積極的な取組を後押しします。



群馬県環境影響評価条例施行規則の一部改正

1 改正の趣旨

2019（令和元）年12月に宣言した「ぐんま5つのゼロ」を実現するため、群馬県環境影響評価条例施行規則について、以下の改正を行いました。

（1）太陽電池発電所

土砂流出や濁水の発生、動植物の生息生育環境の悪化などの問題が全国的に顕在化していることから、国においては、2020（令和2）年4月から、大規模な太陽電池発電所を環境影響評価法の対象事業に追加しました。

こうした動きがある一方で、再生可能エネルギー導入を推進する必要があります。このため、2013（平成25）年11月から適用除外としている太陽電池発電所について、面開発を伴わない屋根置き型を除き、条例の適用対象とします。

（2）工場・事業場（自家発電施設）

東日本大震災後に電力需給逼迫への対応が必要だったことや、再生可能エネルギーへの期待が高まったことから、2012（平成24）年8月に自家発電施設を条例の対象事業から除外しました。

再生可能エネルギーの導入拡大を促進するため、再生可能エネルギーによる自家発電施設に限り引

き続き条例の対象から除外するとともに、温室効果ガスを排出する自家発電施設は条例の適用対象とします。

2 公布日・施行日

2022（令和4）年3月15日

3 経過措置

施行日から2022（令和4）年12月31日までに適用条件に該当する場合は、手続の対象外とします。



太陽電池発電所（イメージ）